

令和3年第3回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程 第3号

日時 令和3年9月28日(火曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

日程 1 請願第 1号 コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める請願

[産業厚生常任委員会報告]

日程 2 議案第 62号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

[総務文教常任委員会報告]

日程 3 発委第 7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

日程 4 発委第 8号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書

日程 5 認定第 1号 令和2年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について

日程 6 認定第 2号 令和2年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程 7 認定第 3号 令和2年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程 8 認定第 4号 令和2年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程 9 認定第 5号 令和2年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程 10 認定第 6号 令和2年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程 11 認定第 7号 令和2年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について

[令和2年度鹿追町各会計決算審査特別委員会報告]

日程 12 議案第 72号 令和3年度鹿追町一般会計補正予算(第5号)につい

て

日程 13

委員会の閉会中の継続調査申し出について

追加日程1 発委第 9号

コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書

2 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

3 出席議員（11人）

1番 清水 浩徳議員	2番 山口 優子議員	3番 畑 久雄議員
4番 台蔵 征一議員	5番 加納 茂議員	6番 上嶋 和志議員
7番 川染 洋議員	8番 狩野 正雄議員	9番 埴渕 賢治議員
10番 安藤 幹夫議員	11番 吉田 稔議員	

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 喜 井 知 己
教育委員会教育長 大 井 和 行

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松 本 新 吾
総 務 課 長 渡 辺 雅 人
総務課財政担当課長 葛 西 浩 二
企 画 課 長 草 野 礼 行
保 健 福 祉 課 長 佐々木 康 人
商 工 観 光 課 長 松 井 裕 二
子 育 て 支 援 課 長 米 澤 裕 恵
総務課課長補佐兼財政係長 武 者 正 人

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの
学校教育課長 宇井直樹

8 議会事務局職員出席者

事務局長 坂井克巳
書記 高瀬俊一

令和3年9月28日（火曜日）午前10時00分 開議

○議長（吉田稔）

ただいまから本日の会議を開きます。

ここで報告いたします。

野村英雄代表監査委員が欠席する旨の届け出がありました。

以上で欠席者の届出についての報告を終わります。

日程1 請願第1号 コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつ
による農作物被害対策を求める請願

○議長（吉田稔）

日程1、請願第1号、コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める請願を議題とします。

本件について、9月16日の本会議において産業厚生常任委員会に付託され審査を終了し、議長に報告が提出されております。

産業厚生常任委員会の報告を求めます。

加納茂委員長。

○5番（加納茂）

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので会議規則第94条第1項の規定により報告をいたします。

記、1、請願第1号、コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める請願であります。

審査の結果、採択であります。

理由、基幹産業である農業及び地域経済を守るためであります。

以上です。

○議長（吉田稔）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決します。この採決は挙手によって行います。

本件に対する委員長報告は採択であります。

お諮りします。

本件は委員長報告のとおり賛成する方の挙手を願います。

挙手 10 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本件は委員長報告のとおり採択されました。

日程 2 議案第 62 号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程 2、議案第 62 号、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題とします。

本案については、9月16日の本会議において総務文教常任委員会に付託され、審査を終了し報告書が提出されております。

総務文教常任委員会の報告を求めます。

畑久雄委員長。

○3番（畑久雄）

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記、審査日は、令和3年9月16日木曜日。

2、審査結果、事件の番号、議案第62号、件名、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について。

審査の結果、原案可決であります。

以上です。

○議長（吉田稔）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 62 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成する方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程 3 発委第 7 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充
実を求める意見書

○議長（吉田稔）

日程 3、発委第 7 号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求め
る意見書を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

上嶋和志議会運営委員長。

○6 番（上嶋和志）

発委第 7 号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求め
る意見書案。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出をします。

次に、提案理由の説明と意見書案の内容について説明申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生雇用対策、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては令和4年度地方財政対策および地方税制改正に向け、下記の事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記、1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金により対応すべきものであり、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先、写しの送付先については記載のとおりでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発委第7号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 4 発委第 8 号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書

○議長（吉田稔）

日程 4、発委第 8 号、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

上嶋和志議会運営委員長。

○6 番（上嶋和志）

発委第 8 号、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書案。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出をします。

提案理由の説明と意見書の内容について朗読をもって説明とさせていただきます。

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書。

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有しており、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けているほか、道路交通を取り巻く環境においては、激甚化・頻発化する自然災害に伴う交通障害をはじめ、道路施設の老朽化、多発する交通事故など、様々な課題を抱えている。

今後は、ポストコロナを見据えた新たな未来に向けた取組を加速することが必要であり、

そのためには、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、安定的な物流・人流の確保・活性化に資する広域道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠である。加えて、積雪寒冷の本道においては、安定的な除排雪の体制確保など冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要である。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては国土の根幹をなす高規格道路から国民の日常生活に最も密着した市町村道に至る道路ネットワークの計画的・体系的整備の必要性や、ポストコロナを見据えた物流、観光をはじめとする経済回復に資する道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や維持管理の充実・強化に向けて、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く、要望する。

記、1、道路整備・管理が長期安定的に進められるよう、道路関係予算の所要額を確保すること。

2、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保すること。

3、新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。

また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築などによるリダンダンシーの確保や道路の防災計画などによる耐災害性の強化を推進するほか、重要物流道路のさらなる指定を図ること。

4、国土強靱化の事業計画に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図ること。

5、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の振興に向けた道路交通環境の整備など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

6、泊発電所周辺の道路は、複合災害発生時における避難道路としての機能を有していることから、こうした道路の事業について、国の負担割合を引き上げるとともに、早急な

整備と適切な管理を図るために必要な予算を別枠で確保すること。

7、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出をする。

意見書と意見書の写しにつきましては記載のところへ送付いたしたいと思えます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。よろしいですか。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発委第8号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程5	認定第1号	令和2年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について
日程6	認定第2号	令和2年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程7	認定第3号	令和2年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程8	認定第4号	令和2年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程9	認定第5号	令和2年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

日程10 認定第6号 令和2年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程11 認定第7号 令和2年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（吉田稔）

日程5、認定第1号、令和2年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について。

日程6、認定第2号、令和2年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

日程7、認定第3号、令和2年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。

日程8、認定第4号、令和2年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について。

日程9、認定第5号、令和2年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

日程10、認定第6号、令和2年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

日程11、認定第7号、令和2年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について。

以上7件、関連がありますので一括議題とします。

本案は、9月16日の本会議において、令和2年度鹿追町各会計決算審査特別委員会に付託され、審査を終了し報告書が提出されております。

ここで令和2年度鹿追町各会計決算審査特別委員会の報告を求めます。

安藤幹夫委員長。

○10番（安藤幹夫）

令和2年度鹿追町各会計決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された下記事件は、審査の結果認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

これより事件番号、件名、審査の結果の順に報告をさせていただきます。

認定第1号、令和2年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、認定。

認定第2号、令和2年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定であります。委員会議決第1号付託と、決議として付していますので、内容の説明をさせていただきます。

認定第2号、令和2年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について認定でありますが、別紙のとおり付託決議が付されたので内容を併せて要約して報告いたします。

委員会決議第1号、認定第2号、令和2年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に対する付託決議。

令和2年度国民健康保険特別会計において、委託事業について委託料の支払いを失念した。このことにより、北海道の補助金が受領できなくなり、342万2366円を町の自主財源により支出しなければならなくなったことは、町民の信頼を著しく損ねた行為であり大変遺憾である。

今後、二度とこのようなことを起こすことがないように重く受け止め、職員の意識改革等、再発防止策を講じ、常に交付金を取り扱いの重要性を認識した行政運営を行い、町民の信頼回復に務めていくことを強く求める。

認定第3号、令和2年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、認定。

認定第4号、令和2年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第5号、令和2年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第6号、令和2年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第7号、令和2年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について、認定。

以上、報告いたします。

○議長（吉田稔）

お諮りします。

本案は、令和2年度鹿追町各会計決算審査特別委員会で審査されたものであることから、質疑、討論は省略し、各議件ごとに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認め、採決を行います。

認定第1号、令和2年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号、令和2年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号、令和2年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号、令和2年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号、令和2年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号、令和2年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号、令和2年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程 12 議案第 72 号 令和 3 年度鹿追町一般会計補正予算（第 5 号）

○議長（吉田稔）

日程 12、議案第 72 号、令和 3 年度鹿追町一般会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 72 号は、令和 3 年度鹿追町一般会計補正予算（第 5 号）となるものです。

令和 3 年度鹿追町一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 3371 万 7 千円を追加しまして、総額を 69 億 4085 万 4 千円とするものであります。

補正予算の内容につきましては歳出、9 ページより御説明いたします。

総務費、総務管理費、新型コロナ緊急経済対策費で高校生及び町内飲食店応援事業とし

て役務費で10万円、負担金で合計660万円のそれぞれ追加。

衛生費、保健衛生費、予防費で、新型コロナウイルスワクチン接種事務費で、需用費、消耗品費で100万円、委託料で112万8000円、使用料及び賃借料で13万2千円、負担金補助及び交付金でシステム改修のため100万円のそれぞれ追加。

商工費、商工業振興費の負担金補助及び交付金で、企業活性化推進助成金で483万8千円の追加。教育費、小学校費、学校管理費で、4小学校にエアコンの設置で、需用費、修繕料で257万5千円、備品購入費で1263万7千円のそれぞれ追加。

中学校費、学校管理費で瓜幕中学校にエアコンの設置で需用費、修繕料で56万7千円、備品購入費で314万円のそれぞれ追加であります。

次に歳入、7ページから御説明いたします。

款項目、地方交付税の地方交付税で891万9千円の追加。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金の総務管理費補助金で670万円の追加。

衛生費国庫補助金の保健衛生費補助金で326万円の追加。

教育費国庫補助金の小学校費補助金で800万円、中学校費補助金で200万円のそれぞれ追加。

繰入金、基金繰入金、商工業振興基金繰入金の商工業振興基金繰入金で483万8千円の追加であります

以上、令和3年度鹿追町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

9ページの関係で、「町内で食べよう！飲食店等応援事業」ということで今回計画したわけですがけれども、新型コロナウイルス感染症の状況は、現在落ち着いてきているわけですがけれども、長い間、町民は皆さん様にお友達・家族含めて外出して会食する機会がなかなかできなかった。やっとその方向性が少し見えてきたのかなということで今回、行政的に支援策を考えたわけですがけれども、内容をこの場で改めて説明いただきたいのですがけれども、家族・友人などと外食する機会を創出したいというのが今回の目的の中に入っているわけですがけれども、今までは家族単位であるとか、4人以下という人数制限もあったの

ですけれども、この事業に関してその辺の内容を検討されていると思うのですが、具体的な方法をお示しいただきたいのと、いつ頃、どのような形で町民にPRしながら事業として推進していくのか、その2点について。

○議長（吉田稔）

松井商工観光課長。

○商工観光課長（松井裕二）

お答えいたします。

まず、1点目の人数ということでございます。今、新型コロナウイルス感染症の状況が少しずつ変動してきて、それこそ今月に解除されるかという報道も出ているところでございます。その辺の情報を的確につかみながら、今現在はどうしても少数で行動と規制はかかっていますが、今後の解除の状況も含めて、なるべくたくさんの方が町内飲食店に出向けるようなそういう方法を考えていきたいと思っております。

また、その事業はいつ頃かということですが、これも説明の中で10月下旬から来年、令和4年の3月末日までの間の2か月間程度の中で進めたいと説明をしていますが、新型コロナウイルスの感染状況を見ながらいい時期を進めていきたいと、それとPRでございまして、インターネットとホームページを使いながら、それとチラシ等で町民への周知、そういったものも含めて分かりやすいように進めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（吉田稔）

再質問、4番、台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

ぜひとも町民皆さんが利用できるように周知していただきたい。

一度、全員協議会の中で下げて再提出していただいたわけですが、この500円、利用者に支援するというこの方法を改めて確認したいと思っております。

○議長（吉田稔）

松井商工観光課長。

○議長（吉田稔）

お答えいたします。

申請の関係、そういった手続きに関しましては、まず利用される方は、町内の飲食店を利用した際に「助成申請書」といいますか、そういった内容のものを記載していただきま

す。そこで必要事項を記載していただいて飲食店に提出をいたします。

飲食店は、1人当たり千円以上の飲食代金合計、消費税を含めましたその金額を支払い
に対して、利用者から500円を割引して代金を受け取る。その後、記載済みのものを観光
協会に提出をして、協会より500円の助成を受けるという流れになります。

以上です。

○議長（吉田稔）

4番、台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

詳しくありがとうございます。

ぜひとも町民皆さんがお友達を誘いながら、町内の飲食店で食事をしていただけるよう
にPRしていただいて、いい事業にしていきたいと思います。

終わります。

○議長（吉田稔）

答弁よろしいですか。

その他、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立10人

○議長（吉田稔）

起立多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 13、委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長、広報広聴常任委員長、議会運営委員長、基地対策特別委員長から会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。

ただいまの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会、加納茂委員長から、発委第 9 号、コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程 1 として議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

発委第 9 号を日程に追加し、追加日程 1 として議題とすることに決定しました。

資料配付のため暫時休憩といたします。

〔資料配付のため暫時休憩〕

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程 1 発委第 9 号 コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書

○議長（吉田稔）

追加日程 1、発委第 9 号、コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書について。

提案理由の説明を求めます。

加納茂産業厚生常任委員長

○5番（加納茂）

発委第9号、コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書案。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

内容を朗読いたします。

コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書。

新型コロナウイルスは、昨年から感染拡大が収まらず、未だに社会全体に経済の低迷を招いております。国内では「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が発令される等危機的な状況にあります。

この影響で観光・インバウンド需要等の落ち込みや人流の抑制によって、中食・外食産業の低迷が依然として続いており、農業においても米や牛肉・乳製品、小麦、小豆、砂糖等の農畜産物価格の低下と需要の減少を招いており、価格回復と需要喚起対策の強化が不可欠となっています。

こうした中、本道においては7月から8月上旬にかけて記録的な高温・少雨の気候が続いたことから、全道にわたって農作物全般に被害が及んでおり、特に、馬鈴しょでは小玉傾向、てん菜では根部が肥大せず、玉ねぎでは変形等による大幅な収量減少が見込まれています。また、葉物野菜においては、収穫時期にかけ高温障害等で廃耕する圃場もあるほか、定植直後の苗においては、灌水作業が追いつかず枯れてしまう等、大きな影響が出ています。

さらに、酪農・畜産においては、高温・干ばつにより、飼料作物が生育停滞から枯れ始め、地域によっては収量が半分以下に落ち込むことも予想され、今後飼料不足が懸念され、生乳生産への影響が危惧されています。

ついては、次年度に向けて営農継続が図られますよう、下記の内容をお願いいたします。

記、1、コロナ禍における農畜産物の消費拡大対策等の強化について。

新型コロナウイルスの危機的な感染拡大により「緊急事態宣言」が発令される等、北海道も危機的な状況にあり、一刻も早くコロナ禍を収束させる効果的な対策と農畜産物の価格回復や消費拡大対策を強化すること。

2、高温・干ばつによる農作物の被害対策について。

(1) 営農継続に向けた経営安定対策の強化。

高温・干ばつの影響で農畜産物の大幅な収量減少が見込まれていることから、損害認定を迅速に行い、農業共済金の早期支払い等の対策を図ること。

また、野菜を含むに畑作物については、廃棄や品質低下が顕著なことから、次年度の営農継続が図られるよう、無利子・無担保の資金融資、無利子資金への借り換え等、金融対策を最大限に講ずること

(2) 次年度以降の種子馬鈴しょの確保。

種子圃場においても高温・干ばつによる収量減少が懸念され、次年度以降の種子馬鈴しょについては、恒常的な種子不足に拍車をかける恐れがあり、安定的な生産体制が図られる種子の確保対策を講ずること。

(3) 酪農・畜産経営の安定に向けた対策の強化。

高温・干ばつで牧草やデントコーン等の収量減少や品質低下が見込まれ、酪農では生乳生産量の減少や乳質低下、畜産では栄養価の少ない粗資料による発育への影響が今後危惧されることから、酪農畜産経営の安定に向け、代替飼料の確保及び価格差補填等の対策を講ずること。

(4) かんがいシステムの整備、散水・かん水資材等への支援。

記録的な高温・干ばつが続いたことから、被害農家からは畑地へのかんがい対策を求め声が高まっており、かんがいシステムの整備を図るとともに、高額なリールマシン等の散水機やかん水資材等への助成など万全な支援策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

よろしく願いをいたします。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発委第9号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

ここで町長から発言を求められておりますのでこれを許します。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和3年第3回定例会の閉会にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は9月16日から本日までの13日間にわたって開催をいただいたところであり
ます。

初日の16日には、一般会計及び4つの特別会計の補正予算、特別職及び監査委員に係る報酬削減に関する条例の一部改正2件、過疎地域持続的発展市町村計画の策定、工事請負契約の締結、公平委員の選任、教育委員の任命、人権擁護委員候補者の推薦など全て原案のとおり可決をいただきました。また、新規条例である過疎地域に係る固定資産税の課税免除に関する条例については、委員会で御審査をいただき本日可決をいただきました。

さらに、先ほどにおいては新型コロナウイルス感染症経済対策、そして小中学校のエアコン整備などに係る一般会計補正予算についても可決をいただきました。

心から感謝を申し上げます。

また、18日にはサタデー議会として一般質問が行われ、議長以外の10人の全員の議員の方から多岐にわたる内容の御質問をいただきました。それぞれの質問に対して、今後内部でまた必要な対応について検討をしてみたいと考えております。

さらに、24日には、令和2年度各会計決算審査特別委員会が開催をされまして、これにつきましても、本日の本会議におきまして全会計について認定をいただきました。

心から感謝を申し上げます。

なお、決算審査特別委員会で可決されました国民健康保険特別会計に係る付帯決議につきましても、これを真摯に受け止め、二度と同様の事態を招かぬよう正確な事務執行に努めてまいりたいと考えております。

また決算審査特別委員会におきましては各会計通じて委員皆様から貴重な御意見、そして御指導いただきました。

これにつきましても、それぞれ再度内容を確認させていただき、必要な対応、これについても検討していきたいと考えております。

新型コロナウイルス関連でありますけれども、本町における新型コロナウイルスワクチン接種、これがほぼ終了をしております。12歳以上の対象者に対する接種割合では89.75%ということでおよそ90%近くに達しております。また、町全体の人口、5247人に対する割合においても80%、これを超える結果となりました。

関係機関の御協力に心から感謝を申し上げる次第であります。

また、緊急事態宣言等につきましては、今朝の新聞報道等にもありましたけれども、緊急事態宣言、そして蔓延防止の措置についても全て解除する方針という報道があったところであります。正式には専門家会議等に諮って決定ということになるかと思っております。また、北海道における対策についても北海道の対策会議が開かれると承知をしております。

これらの情報等いろいろお聞きしまして、また、この宣言解除後における行動制限の緩和、実証事業の実施等、いろいろ報道がありますけれども、その内容をよく踏まえて本町の対策についても進めていきたいと思っております。

また、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種についても、先般、市町村、自治体向けのウェブでの説明会もあったようでございます。

2回目の接種から8か月後ということですので、対象者についてはまだはっきり示されておられませんけれども、医療従事者あるいは高齢者等が中心になるのかと思っておりますけれども、これについても本町で実施するとすれば年明け早々ぐらいの日程になる可能性もございますので、しっかりと情報を収集しながら準備を進めてまいりたいと思っております。

本日、新型コロナウイルス感染症の経済対策について予算議決をいただきましたけれども、今後も町内の経済状況、いろんな状況を勘案しながら必要に応じて追加の対策も当然必要な場合も出てくると思っておりますのでしっかりと情報を収集し、議会をはじめ関係機関と相談しながら進めてまいりたいと思っております。

さて、基幹産業の農業の関係でありますけれども、特に7月の高温・極端な少雨の影響が大変懸念されたところでもあります。小麦については史上2番目ということでありました。その後、馬鈴しょ等々の収穫も順調に進み、豆類の収穫も既に始まっているとお聞きしております。作柄については、地域によって差があるかと思っておりますけれども、おおむね平年

作とお聞きしているところであります。

生乳生産につきましては、8月末までの状況で前年対比101.64%ということでございます。飼料作物の牧草の収穫はほぼ終了しており、デントコーンについては今盛んに収穫が進められている状況であります。これにつきましても収量についてはおおむね平年並みとお聞きしております。作柄はもちろんですけれども今後も事故がなく、そして災害がないように一連の収穫作業を終えることができますよう心からお祈り申し上げる次第であります。

また新型コロナウイルス感染症の影響に伴う農畜産物の消費の低迷、あるいは生乳生産の生産調整などが非常に懸念される状況にございます。JA鹿追町等関係機関との連携を密にして、町でもできる主要の対応について検討をしまいる所存であります。

早いものでもうすぐ令和4年度の予算の編成作業が始まります。現下の情勢からなかなか厳しい状況でありまして、地方交付税、国税地方税とも減収が見込まれ、地方交付税の財源についても不透明であると言わざるを得ません。限られた財源の中で、工夫に工夫を重ねて新年度の予算編成に取り組んでいきたいと考えております。

今後とも様々な課題解決に向けて、議会の皆さんと対話を欠かすことなく町政を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き御指導を賜りますようお願い申し上げまして、定例会閉会にあたっての御挨拶といたします。

大変ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

これで会議を閉じます。

令和3年第3回鹿追町議会定例会を閉会します。

閉会 10時59分